

総務建設委員会会議録

開閉日時 令和4年12月13日（火） 午前10時00分～午前10時47分
会 場 高浜市議場

1. 出席者

1 番 荒川 義孝、 3 番 杉浦 康憲、 6 番 柴田 耕一、
7 番 長谷川広昌、 11番 北川 広人、 12番 鈴木 勝彦、
13番 今原ゆかり、 15番 内藤とし子
オブザーバー
副議長（2 番） 神谷 直子

2. 欠席者

なし

3. 傍聴者

4 番 杉浦 浩一、 5 番 岡田 公作、 8 番 黒川 美克、
9 番 柳沢 英希、 10番 杉浦 辰夫、 14番 小嶋 克文、
16番 倉田 利奈
一般4名

4. 説明のため出席した者

市長、副市長、総務部長、財務G L、行政G L、
行政G主幹（選挙管理委員会主幹）、
市民部長、経済環境G L、市民窓口G L、税務G L、
都市政策部長、都市計画G L、土木G L、防災防犯G L、
上下水道G L、
監査委員事務局長

5. 職務のため出席した者

議会事務局長、書記2名

6. 付議事項

- (1) 議案第59号 高浜市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- (2) 議案第69号 令和4年度高浜市一般会計補正予算（第11回）
- (3) 議案第70号 令和4年度高浜市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2回）
- (4) 議案第72号 令和4年度高浜市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）
- (5) 議案第73号 令和4年度高浜市水道事業会計補正予算（第2回）
- (6) 議案第74号 令和4年度高浜市下水道事業会計補正予算（第1回）
- (7) 陳情第14号 介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情
- (8) 陳情第16号 民主主義・立憲主義の基盤である思想・良心の自由、請願権等を守る為の陳情

7. 会議経過

委員長挨拶

委員長 本日はお忙しいところ、御参集をいただきましてありがとうございました。

本日、委員会の傍聴の申出がありましたので、高浜市議会委員会条例第19条第1項の規定により、傍聴を許可しましたので、御了承願います。ただいまの出席委員は、全員であります。

よって、本委員会は成立いたしましたので、これより総務建設委員会

を開会いたします。

市長挨拶

委員長 去る、12月9日の本会議におきまして、当委員会に付託となりました案件は、既に配付されております議案付託表のとおり、議案6件、陳情2件であります。

当委員会の議事は、議案付託表の順序により、逐次進めてまいりたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、これより議案付託表の順序により会議を行います。

次に、本委員会記録の署名委員の指名についてであります。

本件については、委員長から御指名申し上げて、御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、副委員長の今原ゆかり委員を指名いたします。

それでは、当局の方から説明を加えることがあれば、お願いします。

説（総務部） 特にございませぬ。よろしくお願いします。

委員長 これより質疑に入ります。

《議 題》

- (1) 議案第59号 高浜市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

委員長 質疑を行います。

問(3) 59号ですが、投票所の立会人の方の報酬を上げることなんですけど、2点お伺いしたいと思います。

これが見直されるきっかけというのはどういったことできっかけを直されるということになったのかということ、立会人が現在どのような、毎回選挙のときに募集状況というか応募状況というのか、どのような感じなのか教えていただければと思います。

答（選挙管理委員会 主幹） まず、きっかけでございますけれども、現在、投票所の投票立会人につきましては、立会時間を午前と午後に分けて、それぞれの方が務めていただいているというところでございます。

現行の条例では、立会人の方の報酬額は日額しか規定をしておりません。したがって、午前と午後の立会人、双方に対して、それぞれ1日分の報酬をお支払いしているという現状がございます。

一方、近隣市を見ますと、立会時間が選挙の投票時間に満たない場合は、報酬額を2分の1というような規定を設けております。

そのようなこともございまして、また報酬額の水準自体につきましても、国会議員の選挙の法律でございますが、そちらと比較しますと基準額を下回っているということも確認ができました。

そのようなこともございまして、このたび、4月に執行が予定されております、統一地方選挙に向けて、このたびの改正をさせていただくことにしまして、令和5年3月1日から施行するというような経緯でございます。

それから、投票立会人の方の選任の関係でございますけれども、まず立会人の方につきましては、選挙の都度、各投票所の投票管理者を務めていただく皆様から御推薦をいただいております、その御推薦をいただいた方を立会人として、選任をさせていただいているという状況でございます。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、議案第59号の質疑を打切ります。

(2) 議案第69号 令和4年度高浜市一般会計補正予算（第11回）について

委員長 質疑を行います。

問（６） 一、二点聞きたいんですけれど、まず、75ページの東海住宅漏水調査業務委託料。これ芳川、稗田の給排水設備等の関係で漏水箇所が出たのか、可能性があるということでの調査費の委託料なのか。そこら辺と、あと全体に言えることなんですけれど、福祉文教のこれ、あまり人件費のことは言いたくないんですけど、土木関係の給料表っていうか給料の減額が大きいんですけれど、そこら辺今、どういうあれになってるのか。

委員長 柴田委員に申し上げます。

ページ数を明確にお願いいたします。

問（６） 72、73、74、75あたりの給与の減額が大きいと。人事交流でこういうふうになったという説明ではあったんですけれど、どうしてこんなに削ってきておるのか。

委員長 人件費につきましては、福祉文教の・・・。

問（６） わかっとる。どっちみちそうだけど、下水や水道のほうの関係も全部で若干ちょっと。わかりました。

委員長 よろしいですか。

問（６） それはそのときに。

委員長 いいですか、当局答えられますか。

答（都市計画） 1点目の東海住宅の漏水調査業務委託の件でございますが、東海住宅では、断続的に原因不明の漏水が発生しておりまして、その漏水箇所の調査を実施するための委託でございます。

委員長 ほかに。

問（３） 補正予算書の69ページ、4款1項4目10節、環境衛生対策の光熱水費、いろいろと今回いろんな場所で上がってると思うんですが、これは具体的にどこの部分なのかっていうのをわかれば教えていただければと思います。

答（経済環境） 環境衛生対策推進事業の光熱水費は、エコハウスの電気とガス代になります。

委員長 ほかに。

問（７） 電気料金の関係なんですけど、国の節電プログラム促進事業というのがあって、企業等が登録するだけで20万円、普通にもらえちゃうっていう制

度があるんですけど、これって地方自治体も対象なんですか。

答（総務部） ちょっとしっかり確認してないんですが、多分、地方自治体のほうは、対象にならないというふうに認識しておりますのでよろしくお願いします。

委員長 ほかに。

問（12） いろいろ光熱水費の値上げの部分で、かなり上乘せになっておりますけども、今、それぞれの公共施設での節電対策というのを強化されていると思いますけども、どんな対策をしてみえるのかを教えてくださいと思います。

答（副市長） 今、節電対策という御質問でございますので、実は庁内で節電対策の本部会議っていう、いわゆる部長会のメンバーで組織する会議をつくっております、窓口というか事務局は総合政策グループが務めております。

いわゆる毎月ごとの節電の状況ということで報告をし合って、なるべく、今できる環境の中で少しでも節電に努めようという意識向上とそれから具体的にやれることをやっていこうという、そういった対策を講じております。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、議案第69号の質疑を打ち切ります。

（3）議案第70号 令和4年度高浜市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2回）

委員長 質疑を行います。

問（6） 先ほどと関係あるんですけど、一般管理費の中で103ページなんですけれど、人事管理事業の一般職給で、かなり減額が多いんですけど、どういった状況でこういったあれになるんですか。そこら辺、説明をお願いします。

答（市民窓口） 補正予算書103ページの人事管理事業のところ、1,877万

2,000円の減額というところでございます。

当初予算の段階では、職員配置人数が7名を予定しておりましたけども、実際の実配置が5名ということで、その人件費に係る部分が減額ということになります。

委員長 ほかに。

問（3） 同じく103ページの2款2項1目18節の高額療養費交付事業ということで、確認みたいなことなんですけど、今回、いつもこういったのが上がってくると高額医療という案件なんだと思いますが、そういったことでよかったのかを確認したいと思います。

答（市民窓口） 高額療養費の増額の件でございますけども、本年度の上半期の実績をもとに、この後期分も見積もったところ、予算に不足が生じて、増額をお願いするというものでございます。

コロナ前の診療回数ですとか、支払い金額がかなり戻ってきているのが一番の要因だと考えております。

以上でございます。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、議案第70号の質疑を打切ります。

（4） 議案第72号 令和4年度高浜市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）

委員長 質疑を行います。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、議案第72号の質疑を打切ります。

(5) 議案第73号 令和4年度高浜市水道事業会計補正予算(第2回)

委員長 質疑を行います。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、議案第73号の質疑を打ち切ります。

(6) 議案第74号 令和4年度高浜市下水道事業会計補正予算(第1回)

委員長 質疑を行います。

問(6) これも同じく、なぜこんなに減額理由があるのか。

それと、業務費の中の下水道使用料の徴収業務の負担金の減額理由。この2点お願いします。

15ページの収益的支出の中で、管渠費の大幅な減額、給与とか手当、そこら辺、今年は、人事で上がると思うんですけど、それはなぜこんなに減額になるのか、そこら辺の関係と、人間的な問題があるのか、そこら辺のことをお願いします。

答(上下水道) お答えさせていただきます。

人件費につきましては、当初予算において正規職員の、現在産休している方が復帰されるということで、一応当初予算には見込んでおりました。

しかしながら、まだ復帰をされておられませんので減額をしております。

それと、先ほど言われた下水道使用料の収納業務の負担額が一応確定をいたしまして、協定書に基づく負担計算をしたところ、204万2,000円の減額となりましたので、よろしくをお願いします。

委員長 ほかに。

問(6) 今の使用料の関係なんですけれど、徴収区域は多分増えておると思うんですけど、どうしてこの減額になってきておるのか。その件数を減らしとるのか、そこら辺のことはわかりませんか。

答(上下水道) 今の204万2,000円の減額につきましては、件数とか、現在手元に資料を持っておりませんのでよろしくをお願いします。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、議案第74号の質疑を打切ります。

(7) 陳情第14号 介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情
委員長 意見を求めます。

意(13) 陳情項目の4番、災害時の障害者・児の避難対策のところですが、福祉避難所を障害者・児および地域の福祉的な支援が必要な人が避難できるようにしてくださいとあります。風水害等の災害対策計画には、町内会、まちづくり協議会等の避難支援等関係者と連携し、支援者に関する情報の共有、避難支援計画に努めるものとするがありました。

また、避難行動要支援者の名簿を作成し、避難支援方法についても協議を行うなど、市はしっかり取り組んでおりますので、この陳情には反対いたします。
委員長 ほかに。

意(3) 同じく陳情14号ですが、陳情項目の1の1の1ですか。国保の改善、保険料の引き下げとあります。

現状、介護・福祉・医療の需要っていうのは年々上がっておりますので、国保の制度を維持するためには、引下げが厳しいと考えるので、この陳情には反対いたします。

委員長 ほかに。

意(7) 国及び県に対しての意見書案を拝見しましたが、国と県におかれましても、以前から調査、議論等、十分なされ、今日に至っている事項や、今後、国会に提出される事項、加えて、財源等の見地から、現状、現実的に厳しい事項が散見されるため、あえて国及び県に要望する案件ではないと考えるため、本陳情には反対です。

委員長 ほかに。

意(15) 陳情第14号ですが、新型コロナやロシアのウクライナ侵攻などの影

響もあって、市民の生活は大変厳しい状況に陥っています。

その上、今年度、2022年度に経済財政運営と改革の基本方針というのを国が出してるんですが、物価上昇や企業成長を重視する方針で、さらに5年以内の防衛予算倍増が念頭に防衛力を抜本的に強化する方針を打ち出しています。国民、市民が長引く不況にあえいでいるこのようなときに、医療、社会保障の抑制を続けていっては、「国守って民滅ぶ」と表現している方もあるぐらいです。防衛費増加と社会保障予算の縮小で、国民には多大な負担増や国民生活の改善、向上にはつながりません。

そこで、国民健康保険料の引下げや福祉医療制度の充実、国、県に意見書を出す。また、自治体には施策に取り組んでいただきたいという要請ですので、私は賛成いたします。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに意見もないようですので、陳情第14号についての意見を終了いたします。

(8) 陳情第16号 民主主義・立憲主義の基盤である思想・良心の自由、
請願権等を守る為の陳情

委員長 それでは、陳述者の方は、意見陳述席に移動をお願いいたします。

ただいまより、意見陳述を行います。その前に数点、注意事項を申し上げます。

意見陳述は、陳述の趣旨、項目の範囲内に限ります。時間はおおむね10分以内とし、事前に提出された陳情書以外の書類等の配布を禁止いたします。意見陳述後は退出していただくか、傍聴席への移動をお願いいたします。

それでは、提出より意見陳述をお願いいたします。

意見陳述者登壇

意見陳述（陳述者） 本日、このような陳情の趣旨説明をする機会を与えてくださり、荒川委員長をはじめとする、高浜市長、高浜市議会議員の皆さんと議会関係者の皆様に心より感謝申し上げます。

最初に、私の自己紹介をさせていただきます。神明町に住んでおります角谷泰孝と申します。

家庭連合が反社会と呼ばれる、そういうメディアが多いわけですが、この高浜市にも十数家庭の家族が住んでおりますし、その親族も非常に心配されているという現状もあつたりしております。

ちなみに私の家では、親子三代ですね、孫が5人一緒に暮らしておりますし、娘も県外ではありますが、5人いて親子で一緒に暮らしていたりしております。

さて現在、マスコミ等で政治家に対し、特定の宗教団体及び、その関連団体との関係を断つよう求める論調が繰り返されています。令和4年9月には富山市議会において、「特定の宗教団体及びその関連団体との関係を一切断つ」という決議がなされました。

しかしながら、全ての市民に対して、中立公平たるべき地方公共団体の機関である市長や市議会が、特定の宗教及びその関連団体との関係を遮断することは、地域内の関連団体や信者らの憲法第19条の思想・良心の自由、憲法第20条1項の信教の自由に対する侵害となると思われま

す。また、憲法第16条で保障されている請願権の侵害となり、憲法第14条1項で保障されている法の下での平等に違反することにもなります。

これらの基本的人権は、いずれも民主主義の根幹と立憲主義の基盤を形成するものであり、地方公共団体の機関である地方議会がこれらを侵害することは、我が国の民主主義と立憲主義を危うくするものであります。

日本では、メディアが一方向的に反旧統一教会のほうばかりを流し続けています。このような中で、国際的な見地から日本の偏向報道に注意を喚起するため、国際的人権団体の国連経済社会理事会で特殊諮問資格を

持つ、欧州の非政府組織、国連NGOの「良心の自由のための団体と個人の連携（CAP-LC）」が、11月4日に日本で、安倍晋三元首相銃撃事件を機に起きている特定宗教団体、信者への人権侵害に対し、国連自由権規約人権委員会に、9月、10月に続いて3度目の報告書を提出いたしました。資料として皆様に写真の載ったものをお渡ししております。

国連自由権規約人権委員会は、日本が批准する市民的及び政治的権利に関する国際規約の実施を監督する国連機関であります。

この3度目の報告書は、日本における過剰な特定宗教団体叩きは、不寛容から差別へと、さらには迫害へと進み、3段階の危険な坂道を転げ落ちていると警告いたしました。

この報告書は、結論として宗教迫害の段階に達する前に、魔女狩りと不寛容なスパイラルを止めなければならないと主張しております。すなわち、国連自由権規約人権委員会による緊急対応の必要性を訴えております。特にメディアが反旧統一教会キャンペーンを社会にあおるために、信仰二世の元信者小川さゆり氏を登場させ、彼女の言葉のみを信じ、裏づけもとらずに報道する仕方は一方的であります。一度たりとも両親の意見を聞き、放送しようとはしておりません。

この両親が、イタリア外務省の任命で「信教の自由の監視」委員会議長を歴任された宗教学者のマッシモ・イントロヴィーニャ氏に対して、25ページの真相を書いた書類を送付しました。その中で、彼女の証言が全くの虚偽であることが説明されていきました。数百万円借りて献金したという事実はなく、証明する通帳も見せることもできませんでした。

実際には、16万円だけ兄の学費のために使われた後に、父親と兄は借りた金を全部返しております。また、全国靈感商法対策弁護士連絡会の記者会見に登場する以前に、この小川さんが統一教会を非難したことは一度もなく、両親に対する愛情を語っていたということでもあります。

また、よくテレビに出る全国弁連の紀藤正樹弁護士や山口広弁護士についても、こう説明されています。

山口広弁護士、紀藤正樹弁護士は、欧米では違法とされるディプログラミング、逆洗脳の実行者として、加害者側ですが、訴えられた被告ら

の弁護人として関わり、収入を得ていました。その件には、国際的な人権活動が注目し、年次報告書で言及した旧統一協会信者に対する拉致監禁による強制改宗は、1966年から2015年にかけて4,300人の被害者が出ております。中でも、後藤徹氏の拉致監禁説得は12年5か月間におよびました。これは裁判で争われ、監禁者の違法行為が最高裁で確定し、2,200万円の損害賠償支払が命じられております。敗訴した被告の代理人が山口弁護士でした。ほかにも監禁中のレイプ事件、精神病院への強制入院などの悲劇も起きていました。この本には、こちらの本ですけれども、数十人の拉致関係の被害を受けた方の記録が残されております。このような拉致監禁は、明らかな人権侵害であります。このことを、テレビをはじめとするマスコミは報道することはありません。

世界平和家庭連合は合法的な宗教法人であり、また、今までに反社会的団体と認められたことはありません。

令和4年7月29日の木原誠二官房副長官は記者会見で、反社会的勢力という、あらかじめ限定的かつ統一的に定義することは困難との見解を示しました。反社会勢力は暴力団とそれに類する団体を表す言葉であり、宗教団体はこれに含まれません。

靈感商法について申し上げますと、2009年のコンプライアンス宣言以降、訴訟件数は大幅に減少しています。家庭連合の記者会見によれば、2009年3月から2022年7月の13年間で献金に対して提起された民事訴訟は、全国で4件、和解3件、和解額2,080万円。判決1件、判決額520万円及び一部和解140万円。また、2021年に消費者センターに寄せられた靈感商法に関する相談1,441件中、家庭連合は、全国で合わせても27件のみと減ってきております。

お手元のその資料の最後には、鳥取県米子市長のフェイスブックに載せられた文面の一部を紹介しておりますが、市長という立場は、私の支援者であろうとなかろうと、思想信条がどうであろうと、市民であれば、誰でも聞くし、市政報告を求められれば、行うこともありますし、それを私の政治姿勢としています。仮に過去に犯罪歴があったとしても、社会復帰を支援する更生保護活動については、行政としても力を入れてい

るところですので、差別することはありませんと記されております。

過去において問題があったかもしれませんが、それを理由に、魔女狩り的な報道がなされ、教団と信徒の名誉をおとしめ、過剰に憎悪心をメディアがあおっているのが現状であります。信徒の多くは理不尽な思いを抱えながら、前向きに生活しようと努力しております。

一方で、信徒たちが地域や職場で排斥されています。また、家庭内においても葛藤が生じ、離婚を迫られる信徒もいます。学生や青年も多大な精神的な苦痛を受けており、自殺未遂事件も起こりました。また、中学生の子供が学校に通えなくなった事例も報告されています。

このように信仰を理由とした差別は人権問題であり、憲法違反であります。

かかる見地に立ちまして、陳情の趣旨を説明いたしましたので、高浜市議会において、よろしく御検討のほどを申し上げます。

陳情書の中に、陳情項目の二項目が載せられておりますので、よろしくお願いたします。ありがとうございました。

意見陳述者降壇

委員長 これをもって、陳情第16号の意見陳述を終了いたします。

陳述者におかれましては、退室いただくか、傍聴席へ移動をお願いいたします。

次に、陳情第16号 民主主義・立憲主義の基盤である思想・良心の自由、請願権等を守る為の陳情についての意見を求めます。

意（15） 陳情16号に対して意見を申し上げます。

統一教会が半世紀にわたって、違法な靈感商法や高額献金で人々の財産を収奪して、一人一人の人生を壊すなどの被害を広げてきました。これを放置してきた政府の責任は非常に重大なものがあると思います。被害を二度と引き起こさないようにすることが政府に求められています。

ところが、政府が出してる提出法案は、統一教会の被害実態からすると不足しているところが幾つもあると被害者救済に携わってきた参考人

から指摘されています。どうしてこのような法案しか出せないのかということなのですが、統一教会との長年にわたる癒着や持ちつ持たれつの関係に正面から向き合おうとしていない。その原因があると思います。

新しく新法に求められたのは、統一教会の被害の中心であるマインドコントロール下で行われている献金を禁止する法律になるかどうかだと思います。とりわけ、禁止行為、第4条6号の寄付に際して、不利益を回避するため、寄付が必要不可欠なことを告げ、困惑させてはならないとの要件は、統一教会の被害実態にあってはいません。

ですから、救済の範囲を狭めています。補うものとして、自由な意思を抑圧し、適切な判断をすることが困難な状態に陥ることがないようにすることの配慮義務は盛り込まれましたが、参考人からは配慮義務だけでは、ほとんど役に立たないと。禁止行為とすべきとの指摘がなされています。

この意見を受け止め、被害実態と被害救済と再発防止のための実効あるものに修正すべきだったと思います。

いろいろ言われましたが、この「統一教会の被害広げるな」の解散命令署名が10月17日から始まっています。現在20万人を超えて広がっています。呼びかけ人の豊田さん、日本基督教団のカルト問題の連絡会の世話人をしてみえる方が、統一教会による数千万円、1億円を超える献金被害の相談が寄せられ続けていると、これ以上の被害を生み出さないためにも、国を挙げたカルト対策をして、この協会の元信者でこの対策をしてほしいと。この協会の元信者で集団結婚により、韓国の貧困生活を強いられた作家、冠木結心さんという方がみえるんですが、世界平和とは程遠い深刻な金銭的被害、家庭崩壊、人生破壊が現在まで放置されてきたと話されて、解散しかないと強調されています。

自民党と統一教会の癒着の解明や癒着の一層の徹底をしなければなりませんし、統一教会のイベントに参加して、祝電を送って、広告塔の役割を果たしてきた政治家の責任は重大なものがあると思います。

統一教会の解散命令請求は必要不可欠で、政府は質問権を行使して、統一教会の側が違法行為を裏づける新たな事実を答えない場合でも、判

決などで、統一教会の法令違反の組織性や悪質性、継続性は明らかで、速やかに解散命令請求に踏み切るべきだと考えています。

先日も高知県でしたか、奥さんが、自分がよそにっていうか、仕事で家を離れてる間に信者になって、息子さんも自殺されて、非常な苦痛を味わっているという方が見えますが、そこにも会いたくないと言ってるのに、そのうちに押しかけてきたっていうようなことが報道されています。

そのようなことをされていては、やはり、安心して暮らせませんので、そういう面でも、速やかに解散命令請求を行うべきだと思っています。

以上です。

意（6） 「はじめに」の中に、富山市議会において「特定の宗教団体及びその関連団体との関係を一切絶つ」という決議がされたということなんですけれど、本市議会においてはまだこういった決議等の案も出ておりません。

また議員として、別に住民のほうから、こういった意見が、関係を断つというような、求めるというようなそういった意見が出ておりませんので、私としては、保留ということをお願いしたいと思います。

以上です。

委員長 ほかに。

意（11） 意見陳述も伺わせていただいて、また、15番議員の意見だか何だかよくわかりませんが、話も伺った中で、実際、旧統一教会の問題というものを、この高浜市だとか高浜市議会に持ち込まないでいただきたいという率直な気持ちが湧いてまいります。

それとともに、これは議会としてという議員としての考え方、一つ言わせていただくのであれば、特定の宗教法人及びその関連団体との関係を遮断する内容の宣言・決議をしないこととか、特定の宗教に対する信仰の有無を問うたり、その団体との関係を調査・質問したりしないこと、というような項目を陳情で市議会が言われる筋合いのことではないというふうに考えます。

もし必要であれば、議会の中でそういう意見が出て、議論はされると

いうふうに私は思っておりますので、この陳情には反対をさせていただきたい。

以上です。

委員長 ほかに。

意見なし

委員長 ほかに意見もないようですので、陳情第16号についての意見を終了いたします。

以上で、本委員会に付託された案件の質疑は終了いたしました。

なお、本委員会においては、自由討議を実施する案件はありません。

《採決》

- (1) 議案第59号 高浜市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

挙手全員により原案可決

- (2) 議案第69号 令和4年度高浜市一般会計補正予算（第11回）

挙手全員により原案可決

- (3) 議案第70号 令和4年度高浜市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2回）

挙手全員により原案可決

- (4) 議案第72号 令和4年度高浜市後期高齢者医療特別会計補正予算
(第2回)

挙手全員により原案可決

- (5) 議案第73号 令和4年度高浜市水道事業会計補正予算(第2回)

挙手全員により原案可決

- (6) 議案第74号 令和4年度高浜市下水道事業会計補正予算(第1
回)

挙手全員により原案可決

- (7) 陳情第14号 介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充について
の陳情

挙手少数により不採択

- (8) 陳情第16号 民主主義・立憲主義の基盤である思想・良心の自由、
請願権等を守る為の陳情

過半数に至らず

委員長 以上をもって、当委員会に付託となりました全案件の審査は終了いた

します。

お諮りいたします。

審査結果の報告の案文は、正副委員長に御一任願ってよろしいでしょうか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、正副委員長に一任をさせていただきます。

市長挨拶

委員長 以上をもちまして、総務建設委員会を閉会いたします。

委員長挨拶

終了 午前10時47分

総務建設委員会委員長

総務建設委員会副委員長